平成２３年（フ）第３０９２号
北海道江別市ゆめみ野南町34番地の６
債務者　坂口　　譲
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７１号
山形県鶴岡市茅原字西茅原38―12　１―102、住民票上の住所山形県鶴岡市友江町13番20号
債務者　小羽　隆一
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第７３号
山形県鶴岡市大部町７番24号
債務者　石井　健司
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第３４６号
群馬県高崎市剣崎町1268番地７
債務者　宿原　洋一
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３８４号
群馬県安中市原市１丁目２番18号
債務者　斎藤　義和
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３８８号
群馬県高崎市吉井町坂口75番地
債務者　山崎　　努
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２２１４号
名古屋市中川区吉津２丁目310番地の１　エルディム吉津203号
債務者　村上二三夫
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６５０号
名古屋市西区歌里町131番地　津田荘１Ｅ号
債務者　川﨑登志子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６７６号
愛知県小牧市大字舟津１番地７　スペクトル舟津弐番館801号
債務者　ジャベイド　マクスードゥこと　ＪＡＶＩＤ　ＭＡＱＳＯＯＤ
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７１８号
名古屋市中川区花塚町１丁目４番地　シングルステージ105号
債務者　長嶋　　均
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２５０号
大阪府高石市取石３丁目９番78号　ベラーノ高石302号室
債務者　秋庭富貴子（旧姓土田）
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２６９号
堺市堺区大仙西町１丁６番地　大仙西町団地２棟602号
債務者　小原　美鈴
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２９９号
大阪府松原市天美我堂１丁目７番地　Ｃ棟409号
債務者　加藤　哲弘
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３５１号
大阪府松原市岡２丁目16番20号
債務者　末松　俊治
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４７２号
堺市南区鴨谷台３丁２番５―502号
債務者　中島　隆浩
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４７６号
堺市堺区北丸保園１―１―205、住民票上の住所堺市堺区南丸保園３番５号
債務者　吉井　孝子（旧姓西）
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５３４号
堺市美原区黒山774番地
債務者　長野　政博
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係